

名寄地区吹奏楽連盟規約

第一章 総 則

第1条

本連盟は名寄地区吹奏楽連盟と称する。

本連盟は事務局を事務局長宅に置く。

第二章 組 織

第2条

本連盟は和寒町以北中川町に至る吹奏楽団をもって組織する。

第三章 目的及び事業

第3条

本連盟は加盟団体相互の連絡を密にし、北海道吹奏楽連盟の掲げる目的に準じてその普及と向上に寄与することを目的とする。

本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

加盟団体相互の連絡調整に関すること。

演奏会、講習会、研修会などの開催。

その他必要と認めること。

第四章 加 盟

第4条

加盟団体は毎年度の連盟費と負担するものとする。

(年会費 一団体 7,500 円)

第五章 役 員

第5条

本連盟に次の役員を置く。

理事長 1名

副理事長 若干名

常任理事 若干名

理事 全加盟団体代表者

監事 2名

事務局長 1名

上記の他若干名の役員を置くことができる。

第6条

役員では総会で選出する。但し、前条第7号に定める役員については、理事会で選出する。

1 理事長は、本連盟の業務を統括し連盟を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理する。

- 3 常任理事は、常任理事会に付議された議事を審議しこれを決議する。
- 4 理事は、総会に付議された議事を審議しこれを決議する。
- 5 監事は、本連盟の事業の運営並びに会計を監査する。
- 6 事務局長は、会務を遂行する。

第7条

- 1 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により就任した役員の任期は、従前よりの任期満了と同時に終わるものとする。

第六章 会 議

第8条

常任理事会は、理事長が招集する。

第七章

第9条

総会は、年一会以上理事長が招集する。

第10条

総会に付議する事項は、次の通りとする。

- 規約の変更に関する事。
- 役員の選任に関する事。
- 事業計画に関する事。
- 予算及び決算に関する事。
- その他特に必要な事。

第八章 会 計

第11条

本連盟の経費は、連盟費、その他の収入をもってこれに充てる。

第12条

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わるものとする。

付 則

第13条

本規約に必要な細則は、別に定める。

本規約は昭和34年に制定された。

平成23年4月23日 改訂